

令和5年度採用

寄宿舎指導員選考検査問題

専門教養

【正答例】

解答時間 10時35分～12時05分(90分)
(含 一般教養)

*	*
---	---

受検番号	氏名	*

*印欄は記入しない。

1 次の各文は、法令の条文である。(1), (2) の法令名を解答欄に記せ。また, (A)~(E) に当てはまる語句を解答欄に記せ。なお, 同じ記号の空欄には同じ語句が入るものとする。

(1) 施行規則

第二百二十四条 寄宿舍を設ける特別支援学校には、寮務主任及び (A) を置かなければならない。

第二百二十四条 5 (A) は、校長の監督を受け、寄宿舍の (B) 及び寄宿舍における児童等の教育に当たる。

(2)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う (C) 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の (D) を感じているものをいう。

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と (E) 心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた (E) 教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

5点×2問=10点

(1)	学校教育法	(2)	いじめ防止対策推進法
-----	-------	-----	------------

2点×5問=10点

(A)	舎監	(B)	管理
(C)	心理的	(D)	苦痛
(E)	道徳		

2 次の文章は、文部科学省が作成した新型コロナウイルス感染症に関する資料である。
 文中の（A）～（E）に当てはまる語句を、下の□のア～コの中から一つ選び記号
 を解答欄に記せ。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から（A）や感染症対策、感染者発生時の対応について（B）や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

1. 居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めるとは現実的ではないため、（C）の徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2. 共用スペースにおける感染対策

（中略）

1) 食堂

- ・ 食堂の使用前後に手洗いを行う。
- ・ 食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして（D）にわかるようにすることが望ましい。
- ・ 向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・ 大声での会話を控えるように指導する。
- ・ （E）形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。

（以下、略）

ア. 三密 イ. 健康管理 ウ. 直感的 エ. 学校医 オ. スクール
 カ. 視覚的 キ. 咳エチケット ク. ビュッフェ ケ. 情報管理 コ. 地域

(A)	イ	(B)	エ	(C)	キ
(D)	カ	(E)	ク	2点×5問＝10点	

- 3 次の文章は、新時代の特別支援教育の在り方について述べられた資料である。文中の(1)～(5)に当てはまる語句を解答欄に記せ。

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日)

(1) 基本的な考え方

○ 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた(1)な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する(2)の学校において実施されるものである。

(中略)

○ また、障害者の(3)に関する条約に基づく(4)教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある(5)な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

(以下、略)

各2点×5問=10点

(1)	主体的	(2)	全て
(3)	権利	(4)	インクルーシブ
(5)	多様		

4 次の(1)～(5)の説明文に当てはまる語句を解答欄に記せ。

(1) 不特定多数の人々が利用する交通施設，観光施設，スポーツ文化施設，商業施設などの公共施設や企業内の施設において広く使われ，文字や言語によらず対象物，概念又は状態に関する情報を提供する図形。

(2) 一般的には，病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる，喀痰吸引や経管栄養，気管切開部の衛生管理，導尿，インスリン注射などの医行為を指し，病氣治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

(3) 人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し，熱収支に与える影響の大きい気温，湿度，日射・輻射などの周辺の熱環境，風（気流）の要素を取り入れた熱中症の危険度を判断する環境条件の指標。単位は，気温と同じ℃を用いる。

(4) 幼稚園及び大学を除く学校に就学している障害児に対して，授業終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

(5) 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり，社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。通常12歳になる前に現れ，その状態が継続するものとされている。

2点×5問＝10点

(1)	ピクトグラム（案内用図記号）	(2)	医療的ケア
(3)	暑さ指数（WBGT）	(4)	放課後等デイサービス
(5)	注意欠陥多動性障害（ADHD）		